

北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業 業務委託仕様書（案）

1. 業務名

令和 8 年度 北の近江アーティスト・イン・レジデンス業務

2. 目的

- 本事業は、滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）を対象とした滋賀県の地域振興策「北の近江振興プロジェクト」の一環として取り組む。
- 北部地域の自然・暮らし・文化等を、アーティストの滞在制作を通じて可視化・発信し、創作の過程と成果を地域へ還元することで、「地域の魅力や課題の可視化」と「関係人口の創出」につなげる。

3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

※レジデンス実施期間は約 3 か月（例：9～11 月）を想定する。

4. 対象地域

- 対象地域：滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）
- 実施地域（令和 8 年度）：滋賀県米原市
- 主たる活動拠点：旧米原市立山東幼稚園（滋賀県米原市池下 91）

※本事業は滞在制作の密度確保の観点から、原則として「主たる活動拠点」を定めて運用する。

※旧米原市立山東幼稚園の施設概要および利用における注意点については、参考資料 1 を参照し、遵守すること。

5. 実施体制

(1) 事業実施体制：委託（受託者が企画運営を一括実施する）

(2) 関係者の役割（概要）

- 滋賀県（北の近江振興事務所）：事業全体の統括、関係機関との総合調整、委託契約の管理、進捗確認、検査・支払等
- 滋賀県立美術館：アーティスト選考に係る助言・協力、特別展示の実施に係る協力（展示方針の調整、監修等）
- 受託者：「7. 業務内容」に定める業務の実施、本事業に係る必要経費の支払・記録・管理（証憑の整理を含む）、安全管理、県への報告（定例報告・随時報告）

6. 想定参加アーティスト

公募により選定したアーティスト3名（予定）

7. 業務内容

本項に定める各業務内容は、県が求める最低限の要件（ベースライン）を示すものである。受託者はこれらを満たした上で、事業目的（「地域の魅力や課題の可視化」と「関係人口の創出」）をより高いレベルで達成するため、民間事業者ならではの専門的知見やネットワークを活かした独自の手法、効果的な広報戦略、および追加の企画（プラスα）を積極的に提案すること。

7-1. 全体企画・進行管理

- 別紙1の年間スケジュール（案）を参考に、県と協議のうえ年間スケジュールを定めること。
- 実施計画（企画・運営・広報等）を策定すること。
- 県と連携しながら関係者（県立美術館、地域協力者等）との連絡調整を行うこと。
- 必要に応じて関係者間のミーティングを企画運営すること（オンライン／オフライン不問）。
- 別紙2に定める事業KPIおよび各指標の計数管理を行い、県へ報告すること。

7-2. アーティスト公募・選考運営

- 事業受託後速やかに県と協議し、公募要領を作成すること。
- 公募情報が広く周知されるよう必要な手段を講じること。アーティスト・イン・レジデンス情報サイトへの掲載は必須とし、掲載先は受託者が提案のうえ県と協議して決定すること。

- 応募受付および一次整理は受託者が行うこと。
- 県が設置する「北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業 アーティスト選考委員会」と協力し、選考運営（資料作成、運営補助等）を行うこと。
- 選考委員会の専門性確保のため、文化芸術分野又はアーティスト・イン・レジデンス運営に知見を有する者を選考委員の候補者として提案すること（委嘱の可否は県が決定する）。
- 選定結果を各アーティストへ通知すること（通知文面は事前に県と協議）。
- 県と協力し、参加アーティストと条件の合意形成を図ること（活動ルール、記録協力、権利関係等）。

7-3. 滞在制作・地域交流の運営支援

- アーティスト・イン・レジデンス開始時に、県と協力してオリエンテーション（地域紹介、制作環境案内、相談対応等）を実施すること。
- 滞在期間中、アーティストの制作プランの具体化やコンセプトの深掘りに向けた定期的な対話（メンタリングや壁打ち等）を行い、アートの専門的視点から伴走支援を行うこと。
- アーティストの制作過程において生じる課題に対し、必要に応じて外部の専門家（キュレーター等）と連携し、適切なサポート体制を構築すること。
- アーティストが地域の暮らし・自然・文化等を学び、体験できるよう、県と連携して住民・学校・事業者等との学習・交流機会の調整を行うこと（協力者開拓、日程調整等）。
- 本事業の目的（地域の魅力・課題の可視化および関係人口の創出）を十分に踏まえ、単なる施設提供やスケジュール管理にとどまらず、アーティストの創作活動と地域資源が有機的に結びつくような滞在制作環境の構築および交流機会の創出に工夫を凝らすこと。
- 主たる活動拠点（旧米原市立山東幼稚園）における滞在制作環境の整備について、以下の対応を行うこと。なお、これらに係る経費は本業務の委託料に含めて見積もること。
 - 【電気・水道】使用時に発生する電気料金および水道費については、基本料金を米原市が負担し、実績使用量に基づく実費相当分を受託者が支出すること。
 - 【空調設備】施設内の冷暖房機器（エアコン等）が一切使用できないため、受託者の責任において工事不要の冷暖房器具（スポットクーラー、窓用エアコン、灯油ストーブ等）をレンタル等により手配し、適切な室温環境を整備すること。
 - 【通信環境】アーティストがリサーチや情報発信等を円滑に行うためのインターネット接続環境（モバイル Wi-Fi ルーターの貸与等）を整備すること。
 - 【廃棄物処理】施設利用に伴い発生するゴミ（一般廃棄物および産業廃棄物）は、すべて事業活動に伴う「事業系ごみ」となるため、受託者（排出事業者）の責任において廃棄物処理法等法令を遵守し、米原市のルールに従って、適切に処理すること（参考資料1参照）

※主たる活動拠点における基本的なインフラ（電気・水道・トイレの使用等）の確保は県の責任において行う。

7-4. オープンスタジオの実施

- アーティスト・イン・レジデンス期間中に実施すること。
- 実施回数は、来訪状況や地域ニーズ等を踏まえ、必要に応じて設定すること。
- 制作現場公開、来場者対応、広報、会場運営（安全管理含む）について県と協力し対応すること。
- 具体的な集客手法や、地域住民が参加しやすい仕掛けについて提案すること。

7-5. ワークショップの実施

- 単なる一方通行の技術指導や工作体験にとどまらず、地域住民とアーティストが双方向に交流し、アーティストの視点や地域の魅力（歴史・文化・暮らし等）を互いに分かち合えるような内容を企画すること。
- 期間中に計2回実施すること。
- 対象（子ども・一般等）設定、内容設計、会場運営、必要資材の手配、広報について、アーティスト及び県と事前に協議し決定すること。
- 県と協力し、関係者と調整すること。

7-6. 成果発表会の実施

- 単なる完成作品の展示（展覧会）にとどまらず、滞在制作のプロセスや、アーティストの視点を通じて再発見された「地域の魅力や課題」を地域住民・来場者と共有し、新たな対話や共感を生み出す場として企画すること。
- アーティスト・イン・レジデンス期間最終月に実施すること。
- 実施場所は旧米原市立山東幼稚園を原則とする。
- 作品展示・説明、来場者対応、運営、広報、会場運営について対応すること。

7-7. 記録・発信（ZINE・動画等）

（ZINE 制作）

- 本事業の活動記録として制作し、本事業及び滋賀県北部地域の魅力を訴求する内容とすること。
- ページ数は10頁以上とし、全てカラーとすること。
- 印刷部数は1,000部とすること。
- 構成・取材・編集・校正、印刷手配、配布について対応すること。

- 地域内外へ広く事業の魅力届け、関係人口の創出につながるような効果的な発信手法や活用方法を企画し、実行すること。

(動画制作)

- 本事業の活動記録として制作し、本事業及び滋賀県北部地域の魅力を訴求する内容とすること。
- 動画の時間は4分程度を目安とすること。
- 構成・取材・編集・公開について対応すること。
- 地域内外へ広く事業の魅力届け、関係人口の創出につながるような効果的な発信手法や活用方法を企画し、実行すること。

7-8. クラウドファンディングの実施

(1) 目的および戦略

- 地域内外の人に本事業を広く周知し、関心をもってもらい、本事業の成果を共有する目的でクラウドファンディングを実施すること。
- 別紙2記載の事業KPIを達成するための効果的なプロモーション戦略について提案すること。

(2) 企画・運用

- クラウドファンディングの設計・運用（ページ作成、広報、支援者対応、リターン発送等）について対応すること。
- 7-7で制作するZINEをリターンとして必ず設定し、ZINE以外のリターンについても県に提案すること。
- 各リターンに対する支援金額については、事前に県と協議して決定すること。

(3) 資金管理および使用のルール

- 支援金は他の収支と区分して管理（分別管理）し、リターン制作・発送・手数料等の必要経費に充当すること。
- 余剰金が生じた場合は、県と協議の上、「ZINEの品質向上（ページ増、装丁等）」「特別展示（県立美術館）のアップグレード（追加制作費、図録作成等）」など、本事業の価値を高め、かつ支援者の意向に沿う用途に充当するものとし、受託者およびアーティストの収益（利益）とはしないこと。

(4) 事後処理・報告

- 購入者・支援者の属性等を把握・分析し、県に報告すること。
- 本クラウドファンディングに関する収支報告書を作成し、実績報告書とともに提出すること。

7-9. 県立美術館での特別展示に係る調整

- アーティスト・イン・レジデンス終了後、滋賀県立美術館での特別展示の実施に向けた調整・準備支援を県と協力して行うこと（作品輸送・展示準備等）。
- 展示監修・展示方針・開催時期は県立美術館と協議のうえ決定すること
- 県立美術館での特別展示に向けた作品の梱包および輸送（搬入出等）に係る経費については、本委託業務の対象経費として提案見積りに含めて積算すること

7-10. 広報・情報発信

- 本事業の目的（地域の魅力発信、関係人口の創出等）を達成するため、事業期間全体を通じて、戦略的かつ効果的な広報・情報発信を企画し、実行すること。
- 単にイベント（ワークショップや成果発表会等）の直前に告知を行うにとどまらず、アーティストの決定時、滞在制作のプロセス（日々のリサーチや地域交流の様子等）など、様々なタイミングを捉えて継続的な発信を行うこと。
- 発信にあたっては、届けたいターゲット層（地域住民、県外のアート関心層等）を明確にし、それぞれに適した媒体や手法（SNSの活用、プレスリリースの配信、Webメディアへの記事展開、チラシ等の紙媒体など）を組み合わせ工夫すること。

8. 支出・会計処理の考え方

8-1. 基本方針

- 本事業に係る費用は、原則として委託費の範囲で受託者が支出する。

8-2. アーティストへの支払・提供

（謝金）

- アーティストへの謝金は、制作活動に対する対価に加え、オープンスタジオ、ワークショップ、成果発表会、記録制作等への協力を含む。
- 謝金は、アーティスト1人あたり月額100,000円とし、月末締めで支給する。
- 支給総額は1人あたり300,000円（3か月上限）とする。
- 支給は、当該月の活動状況（活動状況の報告、定めた活動への参加等）が確認できることを前提とする。

- 無断の長期不在や、協議した活動（オープンスタジオ等）への不参加が継続するなど、事業への参画が困難と判断される場合は、県と協議のうえ減額又は支給停止できるものとする。
- 謝金は、源泉所得税等の税金を受託者が適切に処理（控除・納付）した上で、アーティストの手取り額が月額 100,000 円となるよう支給すること。

（制作活動費）

- アーティストの制作に必要な物品等は、アーティストの要望を踏まえ、受託者が購入・準備し提供する（原則としてアーティスト個人による立替購入は行わない）。ただし、事前に購入・準備することがそぐわない物品等については、アーティスト個人による立替購入を可とする。
- 制作活動費の総額枠は、720,000 円（3 名合計・消費税込）とする。
- 本予算は、個々のアーティストごとに一律の配分を定めるものとし、アーティスト 1 名あたりの上限額を 240,000 円（消費税込）とする。
- 各アーティストへの具体的な充当（物品提供等）は、制作プランや進捗状況に基づき、上記の上限額の範囲内で受託者が適切に管理・執行すること。
- 制作活動費は実費精算を原則とする。業務完了後の精算において、実際の執行額が上限額（3 名合計：720,000 円）を下回った場合、その未執行分（残額）は受託者の利益や他の経費項目へ流用せず、県へ返還（または最終の委託料支払時に控除）するものとする。
- 制作活動費に該当する物品・経費の範囲については、参考資料 3 に定める通りとする。

（交通費）

- 受託者は、アーティストに対し、本人の居住地から主たる活動拠点までの往復交通費（レジデンス開始時および終了時の 1 往復分に限る）を、実費にて支給すること。ただし、支給額はアーティスト 1 名につき上限 50,000 円とする。

8-3. 証憑・記録

- 受託者は、アーティストへの謝金、制作活動費、交通費について、第三者が確認可能な形で記録（振込記録、受領書、購入記録、納品書等）を保管し、県から求めがあった場合に提出できる状態を確保する。
- 物品購入等に係る領収書・請求書等の宛名は受託者名とする。

9. 安全管理・保険

- 受託者は、自らが企画運営するイベント等に関する賠償責任保険等に加入すること。また、アーティスト自身の活動中の責任については、アーティストに保険加入を促すこと。
- 受託者は、来場者・関係者の安全確保（避難経路確認、危険箇所の周知、危険物の取扱いルール等）に留意し、必要な対策を講じること。
- 事故・トラブルが発生した場合は、受託者が一次対応を行い、速やかに県へ報告すること。

10. 成果物の取扱い・権利関係

- 11 項に定める成果物（納品物）のうち、実施計画書や各種報告書等の事務的な書類に係る著作権は、滋賀県に帰属するものとする。
- 本事業を通じて受託者が制作した広報・記録物（ZINE、動画データ、記録写真等）に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は、滋賀県に帰属するものとする。ただし、これらに収録・撮影されたアーティストの「アート作品」そのものが有する著作権等は、引き続きアーティスト本人に帰属する。
- 滋賀県は、受託者および参加アーティストに対し、自身の活動発信（ポートフォリオへの掲載、個人の SNS や Web サイトでの公開等）を目的とする場合に限り、前項の広報・記録物の無償利用を許諾する。ただし、データの改変（再編集等）、および複製・販売等による直接的な収益化は認めない。
- クラウドファンディングページ等に掲載された制作物について、事業期間終了後もアーカイブとして継続して掲載されることを、県およびアーティストは容認するものとする。
- アーティストは、県および県が指定する第三者（受託者等）に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

11. 成果物（納品物）

- 実施計画書（企画・運営・広報等）
- アーティスト公募関連資料一式（公募要領、周知実績、応募整理資料、選考運営資料等）
- オープンスタジオ／ワークショップ／成果発表会の実施報告（写真を含む）
- ZINE（印刷物一式、入稿データ等）
- 動画データ（公開用データ等）
- クラウドファンディング実施報告（支援者数・支援額等の集計、収支報告書を含む）

- 事業完了報告書（成果、課題、次年度改善案、成果物データ一式）

12. 打合せ・報告

- 定例打合せ：月 1 回以上（オンライン可）
- 月次報告：翌月 15 日以内目途（実施状況、KPI 進捗、支出状況、リスク等）。
契約締結日以降実施。
- 重要事項（事故・トラブル、炎上リスク等）は随時報告すること。

13. 実績報告および成果物の納品

受託者は、本業務の完了後速やかに、以下の書類および成果物一式を県に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 事業完了報告書

- 事業全体の実施スケジュールおよび活動記録
- アーティストの滞在制作のプロセスおよび支援内容
- オープンスタジオ、ワークショップ、成果発表会の実施内容および参加者数等の実績
- クラウドファンディングの実施結果（支援額、支援者数、資金の用途等）
- 広報・情報発信の実施結果および KPI（関係人口の創出等）の達成状況

(2) 収支決算書および証拠書類

- 委託料全体の収支決算書
- 「謝金」および「制作活動費」にかかる経費支出の証拠書類（領収書、レシート、振込明細等の写し） ※実費精算の根拠として必ず添付すること。
- クラウドファンディングに係る収支報告書および証拠書類（プラットフォームの手数料明細、リターン品の制作・発送にかかる領収書等）

(3) 成果物一式

- ZINE（完成品 500 部、および印刷用 PDF データ・Web 公開用データ）
- 記録動画（mp4 等の汎用的なデータ形式）
- 記録写真データ一式（事業全体の様子や作品がわかるもの）

(4) その他

- 参加アーティストからの事業に対するフィードバック（アンケートや所感等）
- その他、県が必要と認める書類

14. その他

- 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却すること。
- 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。
- 委託業務の遂行にあたっては、安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え、企画内容に応じた傷害保険等に参加するなど必要な措置を講じること。
- 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。
- 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- 本仕様書に記載のない事項、仕様について生じた疑義、または提案内容の変更等については、県と受託者の双方で協議すること。
- その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

15. 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかに所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。

16. 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部 特定プロジェクト推進室

北の近江振興事務所（担当：中村）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2 TEL：0749-53-2801

E-mail：kitanoomi@pref.shiga.lg.jp

別紙（一覧）

- 別紙1 年間スケジュール（案）
- 別紙2 事業 KPI および計数管理指標

参考資料（一覧）

- 参考資料1 旧米原市立山東幼稚園 施設概要・利用上の注意点
- 参考資料2 アーティスト公募要項（案）
- 参考資料3 制作活動費の対象経費および運用指針
- 参考資料4 旧米原市立山東幼稚園 光熱水費実績